

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	(24春・25春)886	<p>本地域内の観光案内所や医療機関、宿泊施設等(ホテル旅館等)において、観光案内所等職員のサポートの下、Webサイトにより旅行商品を販売することを認める。また、観光案内所等での旅行商品の料金収受を認める。</p> <p>本措置を講じることで、訪日外国人が宿泊の空き時間等を活用して現地ツアーに参加する機会の増大が見込まれる。これにより、日本の印象がさらに良いものとなることが期待されることから、総合特区の目的である「国際医療交流の推進」及び「訪日外国人へのホスピタリティ向上及び誘客促進」に寄与するものと考ええる。</p> <p>なお、販売する商品については、旅行業務取扱管理者が管理して造成された募集型企画旅行商品とし、販売窓口で旅行商品の内容に変更しない。また、観光案内所等には、旅行商品の販売に関し最低限必要なカリキュラムの研修を修了した者を置くこととする。</p>	<p>本地域に診療目的で来日した患者及び同伴者には、訪日の機会を通じ、診療の空き時間に日本を体験したいという潜在的なニーズがある。また、本地域は関西国際空港の対岸にあることから、訪日外国人の最初又は最終の宿泊地となることが多いため、宿泊時の空き時間に日本を体験したいという潜在的なニーズもある。さらに、関西空港は、国際線・国内線が就航する空港として、トランジット客が数多く存在する上、今後、LCCをはじめとした新規路線・便数の充実や東南アジア諸国の発展等により、さらなる集客増が見込まれている。</p> <p>そこで、ツアーの取り扱い窓口を訪日外国人の目に触れる機会が多い観光案内所等に置くことを関係機関とともに検討しているが、旅行業務取扱管理者の合格率は約3割程度と、必要な人数の確保が困難なことが課題となっていることから、本提案に至った。</p> <p>なお、本地域は、日本の印象形成に大きな影響を与える地域であることから、本措置を講じることは、地域にとっても国にとっても重要な問題と考えている。</p>	旅行業法第二条第一項第九号、第三条	1回目	国土交通省	観光庁観光産業課	旅行業法第二条第一項第九号、第三条	Z	-	-	-	<p>提案内容について、旅行者のニーズがどのくらいあるか、また、継続的に採算が取れるものかといった疑問点に対する客観的かつ定量的なデータの提示と、ビジネスモデルの実現可能性についての精査が必要。</p> <p>また、消費者保護の担保の方法について、関係者の意見を踏まえ、再度検討を要請したところ。</p>
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	(24春・25春)886	b	ご指摘いただいた事項について検討の上、改めて提示させていただきますので、当該事項をもって規制の特例措置の可否を検討いただけるようお願いいたします。	○自治体は要望の実現に向けて、旅行者のニーズ、継続的な採算性について客観的かつ定量的なデータを提示し、ビジネスモデルの実現可能性の精査を行い、消費者保護の担保の方法について、関係者の意見を踏まえて検討を行うことが必要である。一旦協議を終了するが、上記について検討等を行った上で、次回以降に観光庁と改めて協議を行うこと。 ○次回協議までに、観光庁は、提案を実現するための具体的、定量的な要件整理を行うこと。	V